

行為論としてのデカルトの「方法」
——一般行為論構想の一環として——(1)

川 越 次 郎

**“Method” of Descartes as an Action Theory
—As Part of a Design of the General Action Theory —(1)**

Jirô Kawakoshi

Summary

Descartes' "four rules" to be observed indicated as a method of research works —more broadly as a way of rational human life—are naturally within the framework of "action" so far as they are human doings. Then, paradoxically speaking, in a sense they directly represent the general way of action or its principles, while they are the products of an effort that researches into a specific aspect of "action" to the utmost limit.

In this article, I try to ask the correlativity between Descartes' method itself and the general theory of action which I search for.

Received June 10, 1988

Keywords: Action, Method, General Theory, Descartes.

近世、近代を通しなお現代思想に大きな影響を与え続けているデカルト (Descartes, René 1596～1650) に関して、本論ではごく限定されたただひとつの視点からしか接近しようとはしない。すなわちそれは、現代の大多数の社会学者が自覚的に、あるいは意識することなしに暗黙のうちに認めていると思われる自らの学的営為の原論としての「行為論」という視点であり、さらに限定するならば、私なりに拠ってたつところの「機能論的行為論」という見地である。

したがって、ここでは、彼の形而上学、数学および他の個別科学的研究の具体的成果にはいっさい触れることなく、ただひたすら、人の思考のあるべき営み方=問題解決の仕方——これはまぎれもなく、私たちの考える広い意味での行為の一部、というよりも、むしろその原理的なありようを示すものである——についての彼の論述のみを問題とする。

この方面での彼の代表的作品は、いうまでもなく、1637年に出版された『方法序説』であり、それは、内容としては広義の自然法思想⁽¹⁾の流れに立つ「教会の婢」としての哲学のあり方にたいする致命

的な毒を含むという点からも、また、形式としては従来ラテン語で書くべきものであったものをあえて「俗語」としてのフランス語を用いて記した最初の哲学論文であったという点からも、自らの知的土壌としてのスコラ哲学にたいする完全な訣別を宣言するものであった。そしてまたこの書物は、いやデカルトの存在そのものが、今日の高度産業社会の淵源をたどるうえで、人類史上のひとつの大きな「事件」であったことに異論をとなえる者はまずあるまい。だがその思想史上の意義もここでは何ら問題としない。論点はもっぱら、彼の方法そのものと、私の構想する一般行為論との照応性のいかんにしばられる。

以下、『方法序説』の第二部で説かれ、じかに私の行為論とふれあう、かの「方法の四規則」に焦点をあわせ、『序説』に先立っておそらくは1628年ごろまでに書きつづられたとされる未完の著作『精神指導の規則』⁽²⁾を主として参照しながら論議を進めていくことにする。

I 四 規 則

デカルトの『方法序説』は、みずからの思想的な遍歴、成長過程を回顧するというかたちをとった小さな書物である。そのなかで彼は、発見的真理を追求する「方法」に関して、わずか一頁にも満たぬスペースで次のように言ってのける。

「私は、論理学を構成するあの多数の規則の代わりに、たとえ一度でもそれからはずれまいという固い不動の決心をさえするならば、次に述べる四つの規則で十分である、と信じた。

第一は、私が明証的に真であると認めたうえでなくてはいかなるものをも真として受け入れないこと。いいかえれば、注意深く速断と偏見とを避けること。そして、それを疑ういかなる理由ももたないほど、明晰にかつ判明に⁽³⁾、私の精神に現われるもの以外の何ものをも、私の判断のうちにとり入れないこと。

第二、私が吟味する問題のおおのを、できるかぎり多くの、しかもその問題を最もよく解くために必要なだけの数の、小部分に分かつこと⁽⁴⁾。

第三、私の思想を順序に従って導くこと。最も単純で最も認識しやすいものからはじめて、少しづつ、いわば階段を踏んで、最も複雑なもの認識にまでのぼってゆき、かつ自然のままでは前後の順序をもたぬものの間にさえも順序を想定して進むこと。

最後には、何ものも見落とすことがなかったと確信しうるほどに、完全な枚挙と、全体にわたる通覧とを、あらゆる場合に行なうこと」（文献b、177頁）

これが、一般に「明証」、「分析」、「総合」、「枚挙」と呼び慣わされる方法の四規則である。各規則はここでは（本論の立場からすると）、順次とりおこなわれるひとつの「過程」をなすものと考えてよい。そして、かかる過程は、私の見地からするならば、まぎれもない行為論の一原型をさし示すものである。

私の立場、すなわち機能論的行為論は、行為主体（個人であれ集合体であれ）にとっての何らかの

「問題」の発生を立論の出発点とする。

ある意味で今日の社会学のあり方に決定的な影響を与えたG. H. ミード（1863～1931）は「直接的な知覚は、あるがままにそこにあるものであって、しかも意識性や知識の対象ではない。だが振る舞いや他者との合致に関して何らかの問題が生じて、それについてわれわれが反省を加える場合には、それは対象（object）となる」（*Mind, Self and Society*, ——注12参照——P.30）と述べているが、かかるものとしての「対象」がここでいうところの「問題」である。それは「情報空間としての社会的過程空間からの刺激（行為システムへのインプット）」（拙稿「ミード行為論の機能論的再構成——衝動論を中心として——」，M. ナタンソン著『G. H. ミードの動的社会理論』長田攻一，川越次郎訳，付論，新泉社，1983，233頁。なおこの点に関してはさらに，同211～216頁，225頁，233～234頁を参照されたい）としてわれわれに現前する。

ここで、極めて興味深いことには上のミードの言明と、「問題」に関するデカルト自身の言明とが実質的に重なりあっている、ということを指摘しておこう（対応関係を明示するために、ミードのことばを「　」内に示す）。

「単純な事物にせよ複合的な事物にせよ、その单なる直観（「直接的な知覚」）には、虚偽は存在しえない（なぜならそれは「あるがままにそこにある」ものであるから）。この意味でそれら事物（の「直接な知覚」）は問題（「意識性や知識の対象」）とは呼ばれない。けれどもわれらがそれらについて何か限定された判断を下そうと考える（「それについてわれわれが反省を加える」）や否や、それらは問題（「対象」）という名をうるのである」⁽⁵⁾（なお、ここで、「事物—（客体）」とその「知覚—（主体）」との関係については、注12を参照のこと）。

このように、デカルトの「問題」と本稿でいう「問題」とは基本的には一致するものと考えてよい。だがその設定の準位はかならずしも同一ではない。つまり『序説』にみられる問題とは、新しい真理の発見にかかわる、あくまでも知的な合理性⁽⁶⁾のレベルに限定されるところのいわば「問題中の問題」（学問全般の、典型的には数学のそれ）であって、社会学が対象とするところの日常生活一般の問題を被うものではない⁽⁷⁾。しかしながら、その問題を「解決」する仕方＝方法の基本的な「ありよう」ないしはパターンはいずれの場合でも同一である、と私は考える。ただデカルトの場合、その方法の指示する内容があくまでも知的合理性の最善の嚮導（そこにみられる当為性（「べき」性）は、一般行為論の立場からは当然排除されなければならないものである）という一点に局限されているだけである。その意味で、「四規則」によって示される過程は「行為」の一方の極点をあらわすものであり、あるきわめて特殊な行為であるといえようが、逆にまたそれが、行為の諸原理をある側面から端的に浮き彫りにする結果をもたらしていることに留意しなければならない。

以下、私は、私なりに構想する行為の一般原理を適宜対応させながら、「四規則」のそれぞれを検討していくことにする。そして、そのことによって、デカルトの「方法」がいかに社会学的行為論の諸原則を暗示し、さらにはそれらによって説明されうるものであるのかを、すなわち、両者がいかに相互的に照射し合うものであるのかを明らかにしていくことにしたい。もしこの作業がうまくいったならば、そのとき、私の一般行為論構想はさらにより一層強固な地盤を確認したことになるだろう。

II 第一規則（明証）——行為の第一段階

O. アムランとともにH. グイエは、四規則のなかに「形而上学と方法論の混合」があることを認める⁽⁸⁾。すなわち、第一規則「私が明証的に真であると認めたうえでなくてはいかなるものをも真として受け入れないこと」という命題は、認識の仕方（方法）ではなく、その目的を示すものであり、他の三規則のように知の形式を決定するものではなく、真理を定義づけるものであるがゆえに、これを形而上学に属するものとみなすのである（その形而上学的諸含意の穿さくはここでの目的ではないが、彼らはこの形而上学を決して否定的に扱っていないということは指摘しておこう）。

たしかにこの第一規則は一見して奇異なものであり、グイエたちのみならず、『序説』を研究する論者たちは、あげてこれを四規則中最大の問題をはらむものとしてとりあげてきたといつても過言ではないだろう。私も同様であるが、さらに、この規則こそは他の規則と比して、行為論の脈絡のなかで最も重要な意義を有するものとして位置づけたい（したがって、以下本論では第一規則が最も重点的に論じられる）。グイエたちがそのなかに形而上学を読みとることの当否は、ここでの関心の外にある。ただ私の立場からすると、すぐ後にみていくように、第一規則は、彼らがそれをまっこうから否定した純然たる「方法」として掌握されることになる。

グイエたちとは逆に、形而上学を離れ、この規則の後半部分に注目して、ライプニッツにしたがいながら「素朴」にこれを批判するのはG. ロディス=ルイスである。「この第一の規則は読者に対して自由裁量を要求する。明晰と判明の度合は読者の注意にかかっている」⁽⁹⁾。彼はそこにこの規則の「限界」を見出すのであるが、この「限界」が真理探究のうえでのそれであることはいうまでもない。だが、逆説的な言い方になるが、この「限界」は、一般行為論の立場からするならば、ともすれば学的営為の世界に閉じこめられたがちなデカルトの方法を日常的営為の世界へと解放するひとつの目印となる。なぜならば、市井人としての各行為主体は、身のまわりに生じる「問題」を、時々刻々移り変りいくそれぞれの状況のなかで、その「注意」のあり方に応じてそれなりに——相対的に——「明晰にかつ判明に」解決しようとするにちがいないからである。さらにいうならば、この場合の「明晰」と「判明」は、すでに先の注でも指摘しておいたごとく、デカルトのように、真・偽をもとめる知的合理性のレベルに幽閉されてしまうべきものでもない。それは生活世界のなかで、行為者が感覚し、疑い、想像し、理解し、意志するすべての経験のレベルにまで幅ひろく適用しうるものであるだろう。デカルトの「真偽問題」は社会学的文脈のなかでは「当否問題」として読みかえられるべきものであった（注6を参照のこと）。

ところで、グイエたちは第一規則のなかに形而上学をみとめたが、すでにふれたように、行為論の観点からするならば、この「形而上学」としての第一規則は他の三規則と同様、ひとつのまぎれもない「方法」としてその隠された姿を立ちあらわす。その重大な一面は、事実上つとにアラン（Alain）の指摘しているところである。

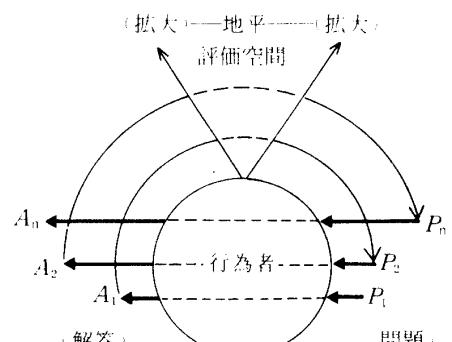
アランは言う。「第一の規則はといえば、私の考えるところでは、それは四つの中で最も解りにくいものだ。なぜなら、実は明白でないことを明白だと思うことがよくあるからである。従って、他の三

「他の三つの規則が第一の規則に対して対象を与えると考えつかぬかぎり、第一の規則は形式的なもの、いわばほとんど言葉だけの規則なのである。いいかえれば、明証を待つだけでは足らぬ、さらにまた自然の中に何か稀な貴い物を探すときのような仕方で明証を求めるのでもまだ足らぬのであって、明証全体を自らつくり出さねばならぬ、しかも対象の法則に従ってでなく精神の法則に従ってつくり出さねばならぬのである。すなわち、一度きりではなく常に繰り返さるべき懷疑と拒否とを命ずる規則なのである」⁽¹⁰⁾（傍点は筆者）。

一度解決されたと思っていた問題が、別の状況でふたたび新たな問題として浮かびあがってくるということは、日常生活の場できわめてしばしば生じる。そのとき、かつて与えられた解答およびそれへの反応の仕方は行為主体の内部に蓄えられていて、新たなかたちで登場してきた問題の解決に役立つ。こうして、あるひとつの問題は、多様な状況のなかでさまざまな角度から幾度も幾度も検討されなおす。人生とはそのことの積み重なりでなくて一体何であろうか。そしてその積み重なりの過程を経て、自らの「視野」はそれなりに（良きにつけ悪しきにつけ相対的な意味で）次第次第に拡大されていく。

アランの述べるところを行為論の脈絡のなかでさらに敷衍しながら、さしあたっては次のように述べておこう（文中「行為の組織原理」とは、本論全体をとおして明らかにされていくものである。「普遍、限定」「明晰、判明」の含意はすぐ後に説明される）。

行為主体（システム）は、行為の組織原理（「精神の法則」）に従って、何らかの問題を外部からインプットするが、その場合、当の問題を相対的な意味でできる限り普遍的な視野のなかでとらえようとするし、さらにそれを背景として、その問題のなかで解決のために重要なものを、そうではないものを排除しながら、できる限り限定的に自らのうちにとりこもうとする。かく「明晰にかつ判明に」システムにインプットされた問題は、「分析」「総合」「枚挙」によって暗示される次なる——行為の組織原理に導かれた——諸過程を経て解決していくが、一度アウトプットされた「解答」は、統覚量（記憶）として、あるいは問題への対応（反応）の仕方として行為主体の評価空間のなかに蓄えられ、新たな状況において登場してくる新しい問題をより一層普遍的な視野のなかで、より一層高度の限定性をもってインプットすることを可能にする。換言すれば、いったんアウトプットされた解答は、行為主体の評価空間へとフィードバックされることによって、新たな問題としての対象の現われ方とそれへの反応の仕方を規定する。そして新たにアウトプットされた解答は、再び評価空間へとフィードバックされて、さらなる新しい問題対象のありようを規定していく。このことの繰り返しのなかで、「他の三つの規則が第一の規則に対して対象を与える」のであり、それはとりもなおさず「一度きりではなく常に繰り返さるべき懷疑と拒否とを命じるものである。また、この繰り返しのなかで、行為者の評価空間の「地平」（フッサール）は、統覚量のレベルにおいて



(図 1)

ても反応のレベルにおいても、相対的な意味で次第次第に拡大していく（図1）。

なお、ここで述べた「普遍」「限定」という用語は、T. パーソンズのパタン変数「普遍性本位（universalism）」「（機能的）限定性（functional specificity）」を意識して用いたことばである。前者は行為の対象の組織化のあり方を示すものとして、後者は行為者の態度の組織化のあり方を示すものとして、本来的にひきつけあうある親和性（affinity）をもった変数のペアであると考えられている。「個別性本位（particularism）」——「（機能的）多面性（functional diffuseness）」、「遂行本位（performance）」——「感情性（affectivity）」、「特質本位（quality）」——「感情中立性（affective neutrality）」のそれぞれのペアも同様である。パーソンズのパタン変数論はある意味ではきわめて錯雜しており⁽¹¹⁾、それ自体研究者の再構成をまたねばならぬ分析装置であるが、以下私がパタン変数について触れる場合には、それを私なりにより原理的にとらえなおしたものとして理解されたい（いざれにせよこの問題については、また別の機会に集中的に論じなければならない）。

ともあれここでは、行為者（システム）が何らかの問題をインプットする場合に、対象の側の変数である普遍性本位と、態度の側の変数である限定性は、ある極めて高度の一般性を有するということ、そしてさらに、それらはすでにデカルト自身の叙述のなかに暗黙のうちに示されているということを以下で指摘しておこう。

まず、最も単純かつ明示的な問題として、「ここにある5個の菓子のなかから好きなものを2個選んで食べなさい」と言われた人の例を考えてみよう。彼はその場合、その5個のうちの2個なり3個なりしか見ないということはない。必ずや5個のすべてを見ようとするだろう。これが普遍性本位という事態の原理である。問題がより複雑なものとなった場合でも、もちろんこの原理は変わらない。目の前に数えきれないほどの菓子を示されて、そのなかから好きなものを1分以内に2個選べと言われたならば、彼はその短い限られた時間内にできる限り多くのものを見ようとするにちがいない。問題解決に必要とされる限りで、行為者は自分なりに最大限の対象の範囲と配置状況を見定めようとする。そして実際、行為の最初の段階で、諸対象はこの原理にもとづいてわれわれに現前する。五個の菓子のすべてとして、あるいはそのすべてを確認することができず、限られた条件下で相対的に最大限の範囲と配置状況を見定めなければならない多数の菓子の集合として。これが対象のあり方を示すパタン変数の第一のもの、すなわち普遍性本位の本質であると私は考える⁽¹²⁾。

デカルトは言う。「注意すべきことは、研究をば困難な事物の探究から始むべきでなく、何か限定された問題に手をつける準備をする前に、おのずから現われる真理をまず手当たり次第に集め、後漸を追うて、それから他のものが演繹されうるかどうか、さらにまたこのものからして他のものが演繹されるかどうか、を次々に見て行くべきことである」⁽¹³⁾（傍点は筆者）。

当面問題になるのは、傍点の付された引用の前段であり、それは方法の第一規則に直接かかわるものである（後段——演繹に関する部分——は、後にみていくように特に第二規則＜分析＞、第三規則＜総合＞に關係してくる）。ここで、この言明全体の知的鍛磨というレベルでの當為性は、われわれの立場からすれば捨て去らねばならぬものであるということ、そして同様、「真理」とは各行為主体の置

かれた時間・空間（状況ないしは環境）に応じて相対的に決定されるものであるということを再確認しておこう。そのうえで傍点部分に着目するならば、それは行為の頗在的⁽¹⁴⁾な過程の第一段階を検討するうえで、すでに触れた二つの重要な成分を含むことは明らかであろう。

ひとつは、今みてきた対象の側の第一変数、普遍性本位という成分（「おのずから現われる真理をまず手当たり次第に集め」ようとする傾向によって現前する対象群にかかるもの）——これをAとしよう——であり、もうひとつは、態度の側の第一変数、限定性という成分（「限定された問題に手をつける準備をする」こと）——これをBとしよう——である。ここで、後についてさらなる行為の諸段階を念頭におきながら、この第一段階においては、A→Bという過程が確認される（Bの「前に」Aがおこなわれる）ことを銘記しておかなければならない。

B成分、すなわち限定性変数との実質的な対応において、デカルトは次のように述べる。「さて精神の直観⁽¹⁵⁾をいかに用うべきかは、眼と比較してみるだけで知られる。すなわち、多くの対象を同時に、一目で視ようとする人は、そのいずれも判明に見ることがない。同様にして、多くを同時に、ただ一つの思惟作用で注意するを常とする人は、混乱した精神の持主である」⁽¹⁶⁾。普遍性本位的に諸対象が現前したならば、「問題」をかかえたわれわれは、それらを一度にすべて行為過程のなかにとりこむということは決してない。なぜならば、そのとき「問題」はすでに「問題」としての資格を失っているだろうからである。「問題」があるかぎり、われわれは必ずや、その「解決」のために必要なものを対象群のうちに限定しようとする。「問題を完全に理解したならば、それをすべての不必要的表象から分離し」⁽¹⁷⁾「不要の表象を捨て」⁽¹⁸⁾ようとするだろう。すなわち、行為者は「明らかに問題に無関係とみられる事柄を捨て去り、必要なものを保存」⁽¹⁹⁾しようとする一般的な傾向を有することができるだろう。

人は、そのなかから好きなものを選べと言われた複数の菓子を目の前にして、過去の記憶に依拠し（この種の菓子はうまかった、あるいはまずかった等）ながら未来への予測をたてる（この種の菓子はうまいだろう、あるいはまずいだろう等）ことによって、またそのときに自分の置かれた状況のなかでの食欲のあり方によって（たとえば席と同じくする他者とのかねあいにおいて）その選択の範囲を限定しようとする（だがこの段階ではまだ実際の予測と選択は行なわれていない。その「準備」がととのえられるだけである）。

普遍性本位とペアをなす、態度のあり方を示すパタン変数の第一のもの、すなわち限定性の本質は、以上のようなものであると私は考える。

ここで再度、方法の第一規則の文章そのものにたちかえって、その後半の重要なことば、すなわち「明晰」と「判明」に着目してみる必要がある。前者による知覚とは、「注意せる精神」（すなわち与えられた問題の提示する対象——ないしは対象表象——をできる限り普遍性本位的に定位しようとすること、ここでは読みかえられる）に「現前しあつ明瞭であるような知覚」のことであり、それは「ちょうどものが見つめている眼に現前して眼を充分に強く刺激して明瞭に見えるようになる時、そのものが私たちに明晰に見える、というのと同じ」ことであった。それにたいして後者による知覚とは、これを前提としながら「他の一切のものからはっきりと区別されていて、明晰なもの以外の何も

のをもみずからの中にまったく含んでいないもの」(傍点は筆者)のことであった⁽²⁰⁾。また、先にみたように「多くの対象を同時に、一目で視ようとする人は、そのいずれも判明に見ることがない」(限定的な態度が必要とされる)。

これまでの論議を考慮に入れながら以上を整理するならば、次のようになるだろう。すなわち「明晰」とは、普遍性本位的に定位される対象ないしは対象表象の行為者への現前であり、「判明」とは、限定性によって指示される行為者の態度を前提としてはじめて成立可能な「明晰」のありようである、と。明晰性の準位は普遍性本位にあり、判明性の準位は限定性にある⁽²¹⁾。そして、後者は前者をば必ずや先行条件とする。「判明でなくとも明晰な知覚はありうるが、しかし明晰でなくして判明な知覚というものはありえない」⁽²²⁾。ここで、先にみた行為の第一段階における「A→B」という過程を再び確認することができるだろう。

(この項終り)

注

- (1) ここでいう広義の自然法思想とは、時一空を超越して妥当する何らかの普遍的な観念(法)を措定して、そこから世界のありようを説明していくとする西欧哲学のひとつの伝統的な潮流のことである。不变の本質(自然)、世界理性を措定した古代ストア学派、神の意志、神の理性計画を措定した中世スコラ哲学、そしてさらに下っては、何らかの人間の本性のあり方を措定した近代合理的自然法論とその系譜をたどることができよう。
- (2) 『規則』で説かれる二十一規則(本来は各部十二規則からなる三部構成三十六規則が構想されていた)と『序説』の四規則との関係については、前者が後者をより精緻に説明したものとしてこれを高く評価する論者と、逆に、後者が前者のしばしば重複する煩瑣な記述を整理し、高度的一般性を与えたものとしてこれに優位性を与えようとする論者の二つの見解の対立がみられるが、私の機能論的行為論の立場からするならば、以下みられるように当然後者の見地が擁護される。しかしながら『規則』の記述は、あまりにも“そっけない”『序説』の四規則に関する説明を理解するうえで欠かすことのできない重要な「資料」である。
- (3) 「明晰」と「判明」の区別については、『哲学の原理』のなかで次のように説明されている。「明晰な知覚といふものは、注意せる精神に現前しつゝ明瞭であるような知覚のことで、ちょうどものが見つめている眼に現前して眼を充分に強く刺激して明瞭に見えるようになる時、そのものが私たちに明晰に見える、というのと同じである。ところが、判明な知覚といふのは、明晰であると同時に、他の一切のものからはっきりと区別されていて、明晰なもの以外の何ものもみずからの中にまったく含んでいないもののことである」(文献 h、訳書 240頁)。

両者の区別の行為論的含意は、本稿IIの最後の部分で明らかにされる。なお、ここで知覚(原語の *perception, percipere*)とは、今日いう「知覚」のことではなく、それをも含む広い意味での一般的な「知」を示すと桂寿一によって指摘されている(文献 g、訳書、第一部訳註24、160頁)。

- (4) この第二規則の原文はこうである。

Le second, de diviser chacune des difficultés que j'examinerais en autant de parcelles qu'il se pourrait, et qu'il serait requis pour les mieux résoudre. (文献 a. p.48)

文献(訳書)、b(177頁)、c(29頁)、d(29頁)それぞれの訳には微妙なニュアンスの違いがある。b 訳は本文引用のものであるが、c 訳では、chacune des difficultésを「できるだけ、またそれらをよりよく解決するために必要なだけ、多数の小部分に分割すること」となっており、d 訳では「できうるかぎり多くの、そうして、それらのものをよりよく解決するために求められるかぎり細かな、小部分に分割すること」とされている(傍点は筆者)。それぞれの訳文を比較してみると、・・・ ilserait requis ・・・に関する部分が b、c では「必要なだけ」と訳されており、d では「求められるかぎり」と訳されている。そしてこれを受けるのが前二者では「数」という明示的なことばによって指示される「小部分」であるのにたいして、後者では「細かな」という非明示的な形容詞によって指示される「小部

分」である。デカルトの精神、とりわけこの「分析」といわれる第二規則の本来的なありようを考慮に入れれば、d訳とくらべてb、c訳の方がより適切であるといえよう。

さらに指摘するならば、「細かな」ことかもしれないが、mieuxがc、dでは「よりよく」と今日的に訳されており、bでは「最もよく」と古語の意を汲んで訳されている。語義論について私は何らの素養ももたないが、今述べた同様の理由からこの点をも含めて、『方法序説』に関しては、私はb訳が諸訳中最もすっきりとデカルトの意を体していると考えたい。以下『序説』の翻訳引用はすべてb訳に負うこととする。

(5) 文献e、訳書96頁。

(6) 知的な合理性とは、『序説』でいう良識 (bon sens)、理性 (raison)、すなわち、よく判断し真と偽とを区別する能力 (puissance) と同一であると解されたい。文献a、p.27参照。だが、これらは、1641年 (『省察』) にいたって「考える」こととしてより根源的に、より一般化された形で明示されることになる。「私はある、私は存在する」という真理命題をめぐって、あらゆるものを偽と想定したうえで「確実でゆるぎのないもの」として最後に残されるのは何か。すなわち「私」とは何か。デカルトは言う「では、考えることはどうか。ここに私は見いだす。考えることがそれである、と。これだけは私から切り離すことができない。私はある、私は存在する。これは確かである。だがどれだけの間か。もちろん、私が考える間である。なぜなら、もし私が考えることをすっかりやめてしまうならば、おそらくその瞬間に私は、存在することをまったくやめてしまうことになるであろうから。

いま私が承認するのは必然的に真である事がらだけである。それゆえ厳密にいえば、私とはただ、考えるもの以外の何ものでもないことになる。いいかえれば、精神、すなわち知性、すなわち悟性、すなわち理性、にはかならないことになる。これらはいずれも、今までその意味が私には知られていなかったことばである。」(文献f、訳書247頁、傍点は筆者)。

さらに彼は言う「では、考えるものとはなんであるか。すなわち、疑い、理解し、肯定し、否定し、意志し、意志しない、なおまた、想像し、感覚するものである」(同、249頁)。このうち肯定し、否定し、意志しない、を副次的なものとし、疑い、理解し、意志し、想像し、感覚する、の五成分をデカルトは強調している。かかるものとしての「考えるもの」すなわち「私」すなわち——本論の脈絡からいえば——「行為者」は、彼自身の意図がどうであれ、すでに『序説』にみる知的合理性という限られた枠組にしばりつけられてはいない。デカルトは、五成分によって示される「力そのもの」(同、249頁)、「はたらきそのもの」(同、252頁)、に虚偽はありえず、これを真の「私」とみなしているようである。この点筆者にあえて異論はない。だが、かかる「私」が感覚し、疑い、想像し、理解し、意志するものごとはすべて、E・フッサールのいうところの「相互主観性」(『デカルトの省察』船橋弘訳、世界の名著51所収、中央公論社、1970)にもとづく「生活世界」(『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫、木田元訳、中央公論社、1974)の内部に生じるものである。ただに真と偽とを区別する知的合理性のレベルにとどまらず、ものごと一般的の当否は、各生活世界のなかに生きる各行為者によって相対的に決定される。また社会学的行為論は、かかるものとしてのみ「真偽問題」をとりあつかう。そのときこの問題は、行為者にとっての「当否問題」と読みかえられよう。

(7) もっとも、知的合理性の鍛磨に関しては、「これは、学院のあれやこれやの難問を解くためでなく、生活の一々の状況において悟性が意志に何を選ぶべきかを示すようにするためなのである」(文献e、訳書11頁)とデカルトは述べているのであるが。

(8) 文献j、訳書60頁。

(9) 文献k、訳書16~17頁。

(10) 文献l、訳書109-110頁。

(11) 上記の変数のペアは、*Working Papers in the Theory of Action* (with Bales, R.F., Shils, E.A.) 1953, Chap. III にみられるものであるが、Chap. Vではまた別の展開がみられる。さらに、1951年に書かれた二冊の書物 (*Toward a General Theory of Action* (with Shils, E.A., eds.), *The Social System*) では、ある重要な側面からすると、「普遍性 (本位) 対個別性 (本位)」は態度の側の対立変数として位置づけられていたのが、みられたように、1953年の書物では対象の側に、同様、「限定性対多面性」は1951年では対象の側であったものが、1953年には態度の側にそれぞれ位置づけられている。これらは当面私が関心をよせる、ハタン変数論の錯雜性を示す部分的な例にすぎないが、私としては(本稿の全体を通してみれば大むねその見とおしがたつと思うが)、ハタン変数の高度の一般性を認めつつも、それをより原理的に再構成するためには、諸変数を単位行為者(個人であれ集合体であれ)の单一行為の諸過程のなかで新たにとらえなおすという作業がどうしても必要になってくるのではないかと考えている。この点に関しては、前掲

拙稿1983. を参照のこと)。それはとりもなおさず、行為の組織原理を提示するものとしての一般行為論をさらに影響しているこうとするうえで不可欠の作業となるものであり、本稿も当然その一環として位置づけられる。

なお、便宜のために付言しておけば、諸変数の訳語として「～本位」と表示されているのは1953年本の書かれた時点では対象の側に位置づけられたものを、単に「～性」と表示されているのは、態度の側に位置づけられたものを指し示している。

(12) 注(11)でみたバーソンズの逡巡、つまり諸変数を態度の側に位置づけるか対象の側に位置づけるかという点で、1951年段階と1953年段階とに認められる重要ないいちがいのなかみてとれる彼のためらいに関しては、ここでとりあげた普遍性本位変数のありようひとつをみてみてもある意味では十分同情に値する余地があるのかもしれない。というものも、何ものかを見定めようとするのはわれわれの態度であろうし、見定めようすることによって何ものかは初めてわれわれの(行為の)対象になりうるからである。そのとき、何ものかの特性は対象そのものを指し示すと同時に、われわれの意識(態度の側に属する)そのものもあるだろう。意識とものごとの特性とは、独立してそれぞれ「主体」と「客体」の側に別個に振り分けられるものではない。それらは根源的にはひとつのものとして、「主体」と「客体」との関係のなかから立ち現われるものである。G. H. ミードが、意識を「あるものごととある有機体の関係に依拠する諸特性の集合」*であると言い、さらにこのことばを受けながらM. ナタンソンが「対象と事象の特性は、有機体と環境の関係をとおして構成される」**と述べるのは、この間の事情を指摘するものであるだろう。また「意識はすべて何ものかについての意識である」(フッサー)というよく知られた現象学の基本テーゼもよくこのことを合致しよう。

では何ゆえに対象の側の変数と態度の側の変数をあえて区別する必要があるのか、と問われるならば、それは、人間の行為の一般的なありようを説明するために必要な分析上の手続きにすぎない、と答えるほかはない。

* Mead, G. H., *Mind, Self and Society :From the Standpoint of a Social Behaviorist* (ed. with an introduction by Morris, C.W.) 1934. p.329.

** M. ナタンソン、前掲訳書、38頁。

(13) 文献 e, 訳書39頁。

(14) ここでいう「顕在的」とは、後の節でみていく意味での「潜在的」という用語との対比において使われている。

(15) 直観および先にみた演繹に関しては、次節IIIで検討する。「直観」は、ひきつづき行為の(顕在的な)第一段階にかかる問題であり、「演繹」は行為の(同様)第二、第三段階にかかる問題である。潜在的な段階(仮にここでは「ゼロ段階」としておく)を加えれば、行為は都合四段階によって説明されることになるが、そのアイディアはとりわけG. H. ミードの行為の四段階論、T. バーソンズの初期AGIL四分図式論に多くを触発されて生まれたものである。

「行為」に関する四分論については、管見するところ他に、(1)W. I. トマスの四つの願望論、(2)M. ウェーバーの社会的行為の四類型論、(3)E. デュルケームの自殺の四類型論、(4)E. H. エリクソンのアイデンティティの四指標論等があるが、このうち(1)についてはすでに拙稿「W. I. トマスの願望論再考——機能的要件論との照応——」(『社会研究誌』第1巻第2号、7~8頁、1980)において、その理論的根拠を再構成しようと試みたことがある。

私がデカルトの「方法」に着目したそもそもの動機はといえば、それが一見、私の目には「行為」に関する四分論をあからさまに提示するものと映ったからにはかならない。だが検討を進めていくうちに、その四規則は実際には行為の顕在的な過程(第一、第二、第三段階)にのみ力点を置くものであり、潜在的な過程(ゼロ段階)に関しては文字どおり四規則の背後に潜在するものとしてしか彼の作品のなかでは触れられていない、ということに気がつくにいたった。このゼロ段階の剔出という作業は、次節以下で第二、第三、第四規則を吟味しながら、しかるべき後におこなわれることになるだろう。

(16) 文献 e, 訳書58頁。

(17) 同、94頁。

(18) 同、96頁。

(19) 同、102頁。

(20) 以上二つの引用については、注(3)を参照のこと。

(21) くどいようだがここで再び確認しておくが、「明晰」も「判明」も、本論の主旨からして、知的合理性という局限された精神のありようからも、またその文脈のなかで含意された当為性(「べき」性)からもすでに解放されているのである。それは、行為の第一段階の一般的なありようを指示するニュートラルな用語として本論ではとらえなおされる。

(22) 文献 h, 訳書240頁。

参 照 文 献

(デカルトに直接関係するもののみを以下に記す。他の参照文献は、適宜本文および引用文中に示した)

- a . Descartes, R., *Discours de la méthode*, Nouveaux classiques Larousse, 1972 (orig. 1637).
- b . デカルト『方法序説』野田又夫訳, 世界の名著27所収, 中央公論社, 1978, 161-222頁。
- c . " 『改訳方法序説』小場瀬卓三訳, 角川文庫, 1963。
- d . " 『方法序説』落合太郎訳, 岩波文庫, 1967。
- e . Descartes, R., *Regulae ad directionem ingenii*. (『精神指導の規則』野田又夫訳, 岩波文庫, 1974)。
- f . " *Meditationes de prima philosophia*, 1641 (『省察』井上庄七, 森啓訳, 世界の名著27所収, 中央公論社, 1978, 223-308頁)。
- g . " *Principia philosophiae*, 1644 (『哲学原理』桂寿一訳, 岩波文庫, 1964)。
- h . " (『哲学の原理』舛田啓三郎訳, 世界の大思想21所収, 河出書房新社, 1974, 205-305頁)。
- i . " *Passions de l'âme*, 1649 (『情念論』野田又夫訳 f 訳書所収, 409-519頁)。
- j . Gouier, H., *Descartes, essais*, 1937 (『人間デカルト』中村雄二郎, 原田佳彦訳, 白水社, 1981)。
- k . Rodis-Lewis, G., *Descartes et le rationalisme*, 1966 (『デカルトと合理主義』福居純訳, 文庫クセジュ, 白水社, 1967)。
- l . Alain, *Etude sur Descartes*, 1932 (『デカルト』桑原武夫, 野田又夫訳, みすず書房, 1971)。